

東京都北区介護保険条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年五月十三日

東京都北区長  
花川與惣太

東京都北区規則第四十六号

東京都北区介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区介護保険条例施行規則（平成十二年三月東京都北区規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

付則第六条第一号中「令和二年度相当分」を「令和三年度相当分」に、「令和二年度末」を「令和三年度末」に、「令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで」を「令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで」に改め、同条第二号中「令和三年度分」を「令和四年度分」に、「令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで」を「令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都北区国民健康保険条例の一部を改正する条例付則第二項に規定する東京都  
北区規則で定める日を定める規則を公布する。

令和四年五月二十四日

東京都北区長

花川 與 惣 太

東京都北区規則第四十七号

東京都北区国民健康保険条例の一部を改正する条例付則第二項に規定する東京都北区規則で定める日を定める規則

東京都北区国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和二年五月東京都北区条例第二十一号）付則第二項に規定する東京都北区規則で定める日は、令和四年九月三十日とする。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（東京都北区国民健康保険条例の一部を改正する条例付則第二項に規定する東京都北区規則で定める日を定める規則の廃止）

2 東京都北区国民健康保険条例の一部を改正する条例付則第二項に規定する東京都北区規則で定める日を定める規則（令和四年二月東京都北区規則第十三号）は、廃止する。

東京都北区児童手当事務取扱規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年五月二十七日

東京都北区長  
花川與惣太

東京都北区規則第四十八号

東京都北区児童手当事務取扱規則の一部を改正する規則

東京都北区児童手当事務取扱規則（平成二十五年三月東京都北区規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「公簿等」の下に「（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十九条第八号に基づき特定個人情報の提供を受けることを含む。以下同じ。）」を加える。

第八条中「場合」の下に「又は同条第三項の規定により現況届の提出を省略させた場合」を加え、同条第二号中「児童手当現況届審査結果通知書」を「児童手当現況届審査結果通知書」に、「児童手当特例給付現況届審査結果通知書」を「児童手当特例給付現況届審査結果通知書」に改める。

第九条中「第四条第三項」を「第四条第四項」に改める。

別記第九号様式の二中「児童手当現況届審査結果通知書」を「児童手当現況届審査結果通知書」に、「現況届を」を「現況を」に改める。

別記第九号様式の三中「児童手当特例給付現況届審査結果通知書」を「児童手当特例給付現況届審査結果通知書」に、「現況届を」を「現況を」に改める。

付 則

この規則は、令和四年六月一日から施行する。